

(別記4)

特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域内の農用地にあつては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の12の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成25年3月28日付け24統計第1384号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成17年～22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 復興特別区域(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第2項に規定する復興特別区域をいう。以下同じ。)内の農用地

復興特別区域内の農用地にあつては、傾斜農用地(田1/100以上並びに畑、草地及び採草放牧地8度以上)と同等の農業生産条件の不利性があり、東日本大震災に係る津波により、被災後の農業生産条件が不利となったこと。

4 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農林業従事者数)÷(当該市町村(旧市町村))

の区域に係る15歳以上の人口)×100(%)

農林業従事者数：「2010年世界農林業センサス」のデータとする。

15歳以上の人口：「国勢調査(平成22年)」のデータとする。

(2) 2の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計)÷(当該市町村の区域に係る総土地面積)×100(%)

耕地面積：「平成22年耕地及び作付面積統計」に基づくデータとする。

林野面積：「2010年世界農林業センサス」のデータとする。

総土地面積：「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」のデータとする。

(3) 2の(3)のイの「D I D (人口集中地区)からの距離が30分以上」とは、次により判定する。

D I D地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数カ所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2の(3)のウの「人口の減少率」は、国勢調査報告の平成17年と平成22年の当該市町村(旧市町村)の人口により算出する。

(5) 2の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村(旧市町村)の人口(国勢調査報告(平成22年))]÷[当該市町村(旧市町村)の面積(全国都道府県市区町村別面積調(平成22年))]

(6) 3の「被災後の農業生産条件が不利」とは、被災後の当該地域の単位面積当たりの収量が、当該地域の存する市町村の被災前の直近5年間(平成18年度～平成22年度)の単位面積当たりの収量のうち最も少ない収量を下回っているかどうかにより判定する。

(問3-22)

都道府県知事が独自に定める基準（特認基準）の考え方がかん。

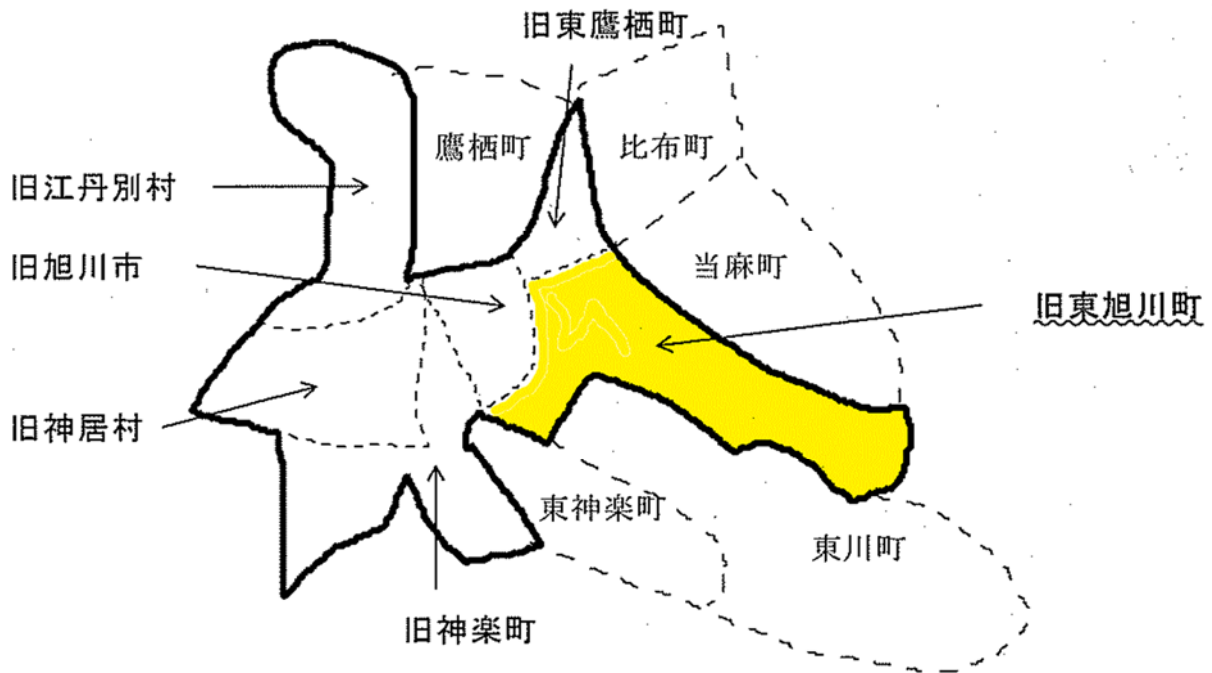
(答)

- 1 8法地域内においても、国が定めた基準と同等の農業生産条件の不利な農用地が存在すること、また、8法地域外の地域でも、自然的・経済的・社会的条件が悪い地域が存することから、一定の歯止め措置を講じた上で、耕作放棄の発生懸念が大きい農用地は対象とすることが適当であるとして、都道府県知事が地域の実態に応じた基準（特認基準）を設けることができることとしたところである。
- 2 しかしながら、特認基準について、公平性・透明性の確保を図る観点から、
 - ① 対象地域については、8法地域と同等の自然的・経済的・社会的条件の不利性があること。
 - ② 対象農用地については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。
 - ③ これらの条件の不利性を示す客観的データがあること。等を満たすことが必要である。
- 3 また、特認基準の設定に当たっては、
 - ① 都道府県の第三者機関で審査・検討を行うこと。
 - ② 国の第三者機関に必要なデータが提出され、調整されること。により、公平性、透明性が確保されることとなっている。

中山間地域等直接支払制度における特認地域基準対象市町村一覧（第4期対策）

地域区分	対象地域要件		対象市町村	適用市町村 (交付市町村)
5法外地域	国のガイドライン	① 農林統計上の中山間地域（旧市町村）	東川町 倶知安町 斜里町	東川町
	北海道の独自基準	② 三方又は四方が5法地域（海を含む。）に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村。 1 専業農家率が55%以上で、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID（人口集中地区）を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地が85%以上 イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率（H12～H17）が3.5%以上で、かつ人口密度150人/k㎡未満	中標津町	中標津町
			該当無し	
			旭川市 (旧東鷹栖町) 上富良野町	旭川市 (旧東鷹栖町) 上富良野町
	③ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村（旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的的条件等旧市町村類似・同程度と道の第三者機関において、認められる範囲）内の地域。ただし、次の(ア)及び(イ)の基準を満たすこと。 (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。 (イ) 当該地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。			
	④ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。 (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。 (ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上又は、人口密度150人/k㎡未満であること。 (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下であること。	東神楽町	東神楽町	

旭川市旧東旭川町の概要



1 旧東旭川町の状況

- (1) 旧東旭川町は昭和 38 年に旭川市と合併し、現在の旭川市の東部に位置している。
北部は当麻町（5 法地域）と旧東鷹栖町（特認地域）、南部は東川町と東神楽町（共に特認地域）と隣接している。
- (2) 農林統計上の地域区分は、都市的地域に分類。
- (3) 市の中心部に近い西部地域は比較的平坦だが、ペーパン川流域にある東部地域では傾斜のある農用地において農業が営まれている。

2 経過

- ・ 旭川市では旧東鷹栖町地域において、特認地域として平成 13 年度から実施中。
- ・ 平成 17 年頃より旧東旭川町地域の農業者等から市に対し、特認地域として取り組みたい旨の要望あり。旧東旭川町は北海道の既存の特認地域基準に該当しないことから新たな基準を設定する必要があるため市において検討を行ったが、条件不利性を示す客観的データを整理できなかつたため、その後、検討が進展していなかつた。
- ・ 平成 27 年度に、東神楽町が町内全域ではなく、特認地域の要件を満たすセンサス集落単位の農用地を対象として取組を始めたことを受けて、旭川市においても、旧東旭川町のうち要件を満たすセンサス集落単位で対象地域を設定して取り組むことを検討し、あらためて、新たな基準を設定するための条件不利性を示す客観的データの整理を行うとともに、傾斜要件を満たす対象農用地の選定作業を行った。

【平成 27 年に追加した道の特認地域の独自基準（東神楽町に適用）】

④ 5 法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5 法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。

- (ア) 農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上。
- (イ) D I D(人口集中地区)からの距離が 30 分以上。
- (ウ) 人口減少率(平成 17 年～22 年)が 3.5%以上または、人口密度 150 人/k m²未満であること。
- (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が 0.42 以下であること。

【旧東旭川町の該当状況】

道の特認地域の独自基準	該当	内 容
5 法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在	○	旧東旭川町は当麻町（過疎地域）に隣接
5 法地域のいずれかの指定要件を満たす	○	旧東旭川町に関連するのは、離島法及び半島法を除く 3 法 ・特定農山村法（×） ～田の 50%以上が急傾斜 or 畑の 50%以上が急傾斜 or 林野率 75%以上を満たすセンサス集落無し ・山村振興法（×） ～林野率 75%以上を満たすセンサス集落無し ・過疎法（○） ～旭川市の財政力指数の 3 カ年平均 0.483 ※1 25 年間の人口減少率 21%以上の地域あり ※2 （H29 年の法改正により要件が変更） ※1 財政力指数 H25～H27 年の平均で 0.5 以下 ※2 人口減少率 H2～H27 年で 21%以上
農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上	○	農林業従事者割合が 10%以上の地域あり
D I D(人口集中地区)からの距離が 30 分以上	○	D I D（旭川市中心地）からの距離が 30 分以上かかるセンサス集落あり
人口減少率(平成 17 年～22 年)が 3.5%以上または、人口密度 150 人/k m ² 未満	○	人口減少率が 3.5%以上の地域あり
センサス集落の属する市町村の財政力指数が <u>0.42 以下</u>	△	過疎法の H29 年改正による要件変更に合わせて財政力指数を <u>0.5 以下</u> とした場合、旭川市は基準を満たす

[参考] 旭川市の財政力指数（総務省ホームページより）

H25 年度：0.48、H26 年度：0.48、H27 年度：0.49 3 カ年平均：0.483

【特認基準の改正案】

特認基準④の要件のうち(エ)財政力指数の数値を変更するとともに、新たに高齢化比率と若年者比率の要件を追加する。

④ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の(ア)から(ウ)の全て及び(エ)又は(オ)の基準を満たすこと。

(ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。

(イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。

(ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上又は、人口密度150人/km²未満であること。

(エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.5以下であること。

(オ) 高齢化比率(65歳以上)が北海道平均以上かつ若年者比率(15歳以上30歳未満)が北海道平均以下であること。

(根拠)

- ・ (エ)の財政力指数については、過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域の要件の一つである財政力要件の指数を適用しているが、同法のH29.4.1付け改正によって、この指数が平成25～27年度の3ヶ年平均で0.5以下であることに改められたため、この数値に合わせて変更するもの。

⇒旭川市の平成25～27年度の3ヶ年平均の財政力指数は0.483であるため要件を満たす。

北海道特認基準④の要件に基づき実施している東神楽町にも影響なし。

- ・ (オ)高齢化比率及び若年者比率については、5法地域には指定されていないものの人口の平均年齢が他地域に比べて高いために経済的・社会的条件が不利な地域があるため、年齢要件を追加するもの。

⇒東神楽町の複数のセンサス集落が上記の(ア)から(ウ)の全て及び(エ)の要件を満たす。

旧東旭川町の複数のセンサス集落が上記の(ア)から(ウ)の全て及び(エ)又は(オ)の要件を満たす。

[参考] 2010年農林業センサスに基づく北海道の高齢化比率及び若年者比率(農業従事者)

高齢化比率：32.65%、若年者比率：8.53%

【交付対象面積(見込み)】

旧東旭川町(特認基準を満たすセンサス集落内の対象農用地)	
交付対象面積：177 ha	田：急傾斜のみ
交付金額：37,166 千円	単価：21,000 円/10a